

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(令和元年十一月二二日法律第五一号)

一、提案理由 (令和元年一〇月三〇日・衆議院内閣委員会)

○武田国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月七日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表等を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、年間〇・〇五月分を引き上げること等としております。

第三に、住居手当について、支給対象となる家賃額の下限を一万六千円に引き上げるとともに、支給月額の上限を二万八千円に引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置等について規定しております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (令和元年十一月七日)

○松本文明君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る十月二十九日本委員会に付託され、翌三十日武田国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。十一月六日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告 (令和元年十一月一五日)

○水落敏栄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和元年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、初任給を含む若年層に限り俸給月額を引き上げる理由、人事院勧告制度の在り方、国家公務員の働き方改革、適切な定員管理、人事評価制度の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会の高木委員より両法律案に反対、日本共産党の田村委員より一般職給与法等改正案に賛成、特別職給与法改正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職給与法等改正案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年十一月一四日）

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 人事院においては、俸給表に定める給与について、国家公務員法第二十八条第二項に規定する百分の五以上増減する必要が生じたと認められた場合以外であっても、職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、俸給表を改定することが適当と判断したときは、勧告を怠らず、情勢適応の原則に基づく民間準拠を徹底すること。
- 二 国家公務員制度改革基本法第十二条の規定に基づく自律的労使関係制度の措置については、本委員会が国家公務員法等の一部を改正する法律案に付した平成二十六年四月十日の附帯決議の趣旨に鑑み、政府においては、国民の理解を得た上で、職員団体との合意形成を図りつつ、引き続き検討に努めること。
- 三 有為な人材の処遇改善と昇任に配慮すること。ついては、職員の採用年次や合格した採用試験の種類にとらわれず、能力・実績に基づく人事管理が行われるよう、能力評価・業績評価の精度を高めること。
- 四 職員の健康確保や人材確保の観点等から、国家公務員の長時間労働の是正に向けて、平成三十一年四月一日に施行された改正人事院規則等の下、その取組を加速し、人事院は必要に応じて制度の運用状況についてフォローアップを行い、各府省を指導すること。
- 五 各府省で働く障害を有する職員が、その能力を十分に発揮して活躍できるよう、十

全の措置を講ずること。また、職場生活に満足し、職場に定着することができるよう、職場環境やサポート体制の整備を図ること。

右決議する。